

横浜市記者発表概要

令和5年8月31日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	教諭（男性・40代）
処 分 日	令和5年8月31日（木）
処 分 内 容	停職6箇月
監 督 者 責 任	校長・厳重注意
概 要	当該教諭は、令和5年4月21日（金）、飲酒を伴う食事会に参加した後、帰宅する際に原動機付自転車を運転し、アルコール摂取検査により酒気帯び運転で検挙された。その後、当該教諭は6月8日（木）に、罰金20万円の略式命令を受けた。

2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、教職員の不祥事の根絶に向け、繰り返し注意喚起や研修等を行っているにもかかわらず、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

東部学校教育事務所教育総務課

Tel 045-411-0605